令和８年（2026年）11月９日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と中野区教育委員会との連携に関する協定について

令和８年１０月１９日、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学（以下「大学」という。）と中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）とは、連携に関する協定を、下記のとおり締結したため、報告する。

記

１　協定の目的

本協定に基づく連携のもと、スポーツ、教育、学術等の分野で相互に協力し、次代を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

２　締結した協定

(1)「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と中野区教育委員会との連携・協力に関する協定書」
(2)「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と中野区教育委員会との連携・協力事項」

３　連携協力する事項

(1)　スポーツ振興に関すること
(2)　学校教育に関すること
(3)　教員養成及び人材育成に関すること
(4)　生涯学習に関すること
(5)　学術研究に関すること
(6)　その他必要と認める事項

４　協定の期間

令和８年１０月１９日から令和１０年３月３１日までとする。

ただし、協定終了日の６か月前までに大学又は教育委員会のいずれからも書面による特段の申し入れがない限り、本協定はさらに１年間継続するものとし、その後も同様とする。

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と中野区教育委員会との連携・協力に関する協定書

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学（以下「甲」という。）と中野区教育委員会（以下「乙」という。）とは、スポーツ、教育、学術等の分野で連携・協力により、相互の発展及び充実を図り、ともにひとづくりを進めていく強固なパートナーシップの基礎とするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、本協定に基づく連携のもと、スポーツ、教育、学術等の分野で相互に協力し、次代を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

(1)　スポーツ振興に関すること
(2)　学校教育に関すること
(3)　教員養成及び人材育成に関すること
(4)　生涯学習に関すること
(5)　学術研究に関すること
(6)　その他必要と認める事項

（協議）

第３条　前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、定期的かつ随時協議の場を設けるものとする。

２　具体的な協議事項は、甲及び乙が連絡・調整の上、別に定める。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、本協定に関連して知り得た情報につき、本協定の有効期間中及び有効期間後を問わず、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、法令に基づく開示請求又は裁判所の命令があった場合は、この限りではない。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定終了日の 6 か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による特段の申し入れがない限り、本協定はさらに 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保管する。

令和８年１０月１９日

甲

所在地　東京都国立市富士見台四丁目 30 番地

学校法人　藤村学園

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学

理事長　　樋口　修資

乙

所在地　東京都中野区中野四丁目 11 番地 19

中野区教育委員会

教育長　　田代　雅規

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と中野区教育委員会との連携・協力事項

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学（以下「甲」という。）と中野区教育委員会（以下「乙」という。）との連携・協力に関する協定書第２条に基づき、下記のとおり、具体の連携・協力事項を定める。

記

１　連携・協力事項（以下の（　）内の数字は、協定書の連携・協力事項の番号とする）

（2）学校教育に関すること

・甲が乙の中野区体育健康プログラム「Nakano Active Life Program」の推進に向けた区主催の教員研修や各学校が実施する校内研修への講師派遣する
（令和８年 10 月から令和 10 年３月まで）

（5）学術研究に関すること

・甲が乙に共同研究の基礎データとなるアンケート調査等実施する
（校長・副校長または教育委員会対象）
（令和８年 10 月から令和 10 年３月まで）

（6）その他必要と認める事項

・学校行事の補助員や部活動の指導員等の学生の派遣に関すること
（令和８年 10 月から令和 10 年３月まで）

令和８年１０月１９日

甲

所在地　東京都国立市富士見台四丁目 30 番地
学校法人　藤村学園
東京女子体育大学・東京女子体育短期大学

学　　長　　若山　章信

乙

所在地　東京都中野区中野四丁目 11 番地 19
中野区教育委員会

事務局指導室長　　井元　章二